第１７号様式（第９条関係）

岡住第　　　号

　　年　　月　　日

認可事業者

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　様

岡山市長　大森　雅夫

改善措置命令書

　　年　　月　　日付け岡住第　　号で認可した賃貸住宅について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第５４条各号に掲げる基準に適合した管理が行われていないと認められますので、同法第６８条の規定に基づき、下記のとおりその改善に必要な措置を講ずることを命じます。

なお、改善措置が期限までとられないときは、高齢者の居住の安定確保に関する法律第６９条第１項第２号の規定に基づき事業の認可を取り消すことがあります。

記

１ 改善に必要な措置の内容

２ 措置を講ずべき期限

３ 改善のための措置の報告

１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、岡山市を被告として（訴訟において岡山市を代表する者は岡山市長となります。）提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取消しの訴えをすることができなくなります。